

埼玉県報

号外第 13 号 平成 29 年(2017 年) 6 月 21 日 水曜日

目 次

告示

0	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告
	示(薬務課)

告 示

埼玉県告示第七百三十号

規定により告示する。 一条第一項の規定により、 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例 知事指定薬物を次のとおり指定するので、 (平成二十七年埼玉県条例第十九号) 同条第四 第十 項の

平成二十九年六月二十 日

埼玉 知 上 田 清 司

事指 定薬

1 е S С h (メチル О r ア a m フ n е 工 = D ル X シ Е ク 口 D С 丰 $\overset{\mathrm{K}}{\smile}$ サ ン 及 CK _ そ \mathcal{O} オ 塩 ン 類 (通 称 名 D

口 <u></u>四 クロ 口 フェ ニル) Nメ チル プ 口 パ アミン (通称 名 兀

С M Ą р Ċ Μ $\underbrace{\mathbf{A}}_{}$ 及 び 塩類

ハ -ンダゾ <u>一</u> シ ア ノブチ ル | そ N の ボキサミド フ 工 = ル プ M 口 パ ン イ

Α C A) 及びその 塩類

H

ル

<u>|</u>三 |

カル

(通称名)

U

Y L

兀

С

Ν

B

Ι N

効力発生の日

平成二十九年六月二十二日